

【表紙】

| | |
|-----------------------|--|
| 【提出書類】 | 訂正発行登録書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2020年7月21日 |
| 【会社名】 | 株式会社レノバ |
| 【英訳名】 | RENOVA, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長CEO 木南 陽介 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区京橋二丁目2番1号 |
| 【電話番号】 | 03-3516-6263 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員CFO 山口 和志 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区京橋二丁目2番1号 |
| 【電話番号】 | 03-3516-6263 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員CFO 山口 和志 |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |
| 【発行登録書の提出日】 | 2020年7月21日 |
| 【発行登録書の効力発生日】 | 2020年7月30日 |
| 【発行登録書の有効期限】 | 2022年7月29日 |
| 【発行登録番号】 | 2 - 関東1 |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】 | 発行予定額 20,000百万円 |
| 【発行可能額】 | 20,000百万円 (20,000百万円) (注)発行可能額については、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づいて算出している。 |
| 【効力停止期間】 | 該当事項はありません。 |
| 【提出理由】 | 2020年7月21日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するために、本訂正発行登録書を提出します。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

<株式会社レノバ第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）に関する情報>

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本発行登録の発行予定額のうち、金（未定）円を社債総額とする株式会社レノバ第1回無担保社債（社債間限定

同順位特約付）（グリーンボンド）（以下「本社債」という。）を、下記の概要にて募集する予定です。

各社債の金額 : 1億円

発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

社債の引受け

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 |
|-----------------------|-------------------|
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 |
| S M B C日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 |

（注）元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びS M B C日興証券株式会社を予定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率等決定日に決定する予定であります。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額金(未定)円(発行諸費用の概算額は未定)

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

設備投資資金、運転資金、借入金返済資金及び投融資資金に充当する予定であります。

(訂正後)

設備投資資金、運転資金、借入金返済資金及び投融資資金に充当する予定であります。

本社債による手取金は、国内及び海外の再生可能エネルギー発電事業等の投融資資金に充当する予定であります。なお、実際の充当時期までは、現金又は現金同等物にて管理します。

「第一部 証券情報」「第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<株式会社レノバ第1回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報>

グリーンボンドとしての適合性について

当社は、本社債についてグリーンボンドの発行のために国際資本市場協会(以下「ICMA」という。)の「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」(注1)及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2020年版」(注2)に則したグリーンボンドフレームワーク(以下「グリーンボンドフレームワーク」という。)を策定しました。

グリーンボンドに対する第三者評価として、株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)より「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」(注3)の最上位評価である「Green 1(F)」の本評価及び「JCRグリーンボンド評価」(注4)の最上位評価である「Green 1」の予備評価をそれぞれ取得しております。

(注1)「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体である

グリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

(注2)「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2020年3月に策定・公表したガイドラインです。

(注3)「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」とは、グリーンボンド原則、グリーンボンドガイドライン並びにグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインを受けた発行体又は借入人のグリーンボンド発行又はグリーンローン借入方針(グリーンファイナンス方針)に対するJCRによる第三者評価をいいます。当該評価においては発行体又は借入人のグリーンファイナンス方針に記載のプロジェクト分類がグリーンプロジェクトに該当するかの評価である「グリーン性評価」及び発行体又は借入人の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」が決定されます。なお、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」は、個別の債券又は借入に関する評価と区別するため、評価記号の末尾に(F)をつけて表示されます。

(注4) 「JCRグリーンボンド評価」とは、グリーンボンド原則2018及びグリーンボンドガイドライン2020年版を受けたグリーンボンドに対するJCRによる第三者評価です。当該評価においてはグリーンボンドの調達資金の用途がグリーンプロジェクトに該当するかの評価である「グリーン性評価」及び発行体の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「JCRグリーンボンド評価」が決定されます。